

[事案 2024-5] 新契約無効等請求

・令和6年11月5日 裁定終了

<事案の概要>

契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年1月に乗合代理店を通じて医療保険（契約①）を、平成29年8月に医療保険（契約②）を契約し、契約①は契約②の成立を条件とする条件付解約がなされた。その後、令和2年12月に契約②を解約した。しかし、以下等の理由により、契約①を無効として既払込保険料を返還してほしい。または、契約①にもとづく給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分は、代理店の担当者に契約①の減額を希望した。契約①の解約をしたことも、契約②の申込みをしたこともない。
- (2) 契約①の条件付解約請求書および契約②の申込書は、自分が署名したものではない。

<保険会社の主張>

契約①の条件付解約請求書および契約②の申込書は、電子端末により申立人自身が署名をしたものであること等から、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。